

事務連絡

平成23年3月17日

産業廃棄物収集運搬業者 各位

富山県生活環境文化部環境政策課

富山市環境部環境政策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

平素から、廃棄物・リサイクル行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。以下「改正法」という。）が平成22年5月19日に公布されたことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号。以下「改正令」という。）が平成22年12月22日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号。以下「改正規則」という。）が平成23年1月28日にそれぞれ公布され、一部の規定を除いて本年4月1日から施行されます。

これにより、

- 1 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（富山県知事及び富山市長の許可区域の変更）
 - ・ これまで富山市長と富山県知事の許可が必要だった「富山市内」と「富山市以外の県内」での産業廃棄物の収集運搬は富山県知事の許可のみで可能となる。ただし、県内での営業区域が「富山市内」のみの場合及び「富山市内で積替え・保管」を行う場合を除く。
- 2 申請の添付書類の追加
 - ・ 株主資本等変動計算書及び個別注記表が添付書類に追加される。

等の変更が行われ、新たに手続きが必要となる場合があります。

貴社におかれましては、改正後の事業実施に遺漏のないよう別添資料をご確認いただき、必要な手続きをお願いします。

なお、富山市と県の許可範囲が異なっている方は、市の許可の有効期間の満了前に県への変更許可申請が必要となる可能性があるため、市の許可の有効期間が早期に満了する方は、必ず富山市と県の許可範囲を確認されますよう念のため申し添えます。

お問合せ先

- ・ 富山県 生活環境文化部 環境政策課 廃棄物対策班
TEL 076-444-9618、 FAX 076-444-3480
- ・ 富山市 環境部 環境政策課 廃棄物対策班
TEL 076-443-2178、 FAX 076-443-2122

事務連絡
平成23年3月17日

社団法人富山県産業廃棄物協会 御中

富山県生活環境文化部環境政策課
富山市環境部環境政策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う産業廃棄物収集運搬業許可の合理化等について（お知らせ）

平素から、廃棄物・リサイクル行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。以下「改正法」という。）が平成22年5月19日に公布されたことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号。以下「改正令」という。）が平成22年12月22日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号。以下「改正規則」という。）が平成23年1月28日にそれぞれ公布され、本年4月1日から施行されます。

これにより、

- 1 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（富山県知事及び富山市長の許可区域の変更）
 - ・ これまで富山市長と富山県知事の許可が必要だった「富山市内」と「富山市以外の県内」での産業廃棄物の収集運搬は富山県知事の許可のみで可能となる。ただし、県内での営業区域が「富山市内」のみの場合及び「富山市内で積替え・保管」を行う場合を除く。
- 2 申請の添付書類の追加
 - ・ 株主資本等変動計算書及び個別注記表が添付書類に追加される。

等の変更が行われます。

つきましては、産業廃棄物収集運搬業者あてに別添のとおり事務連絡を発出いたしましたので、ご参考までにお知らせいたします。

お問合せ先

- ・ 富山県 生活環境文化部 環境政策課 廃棄物対策班
TEL 076-444-9618、 FAX 076-444-3480
- ・ 富山市 環境部 環境政策課 廃棄物対策班
TEL 076-443-2178、 FAX 076-443-2122

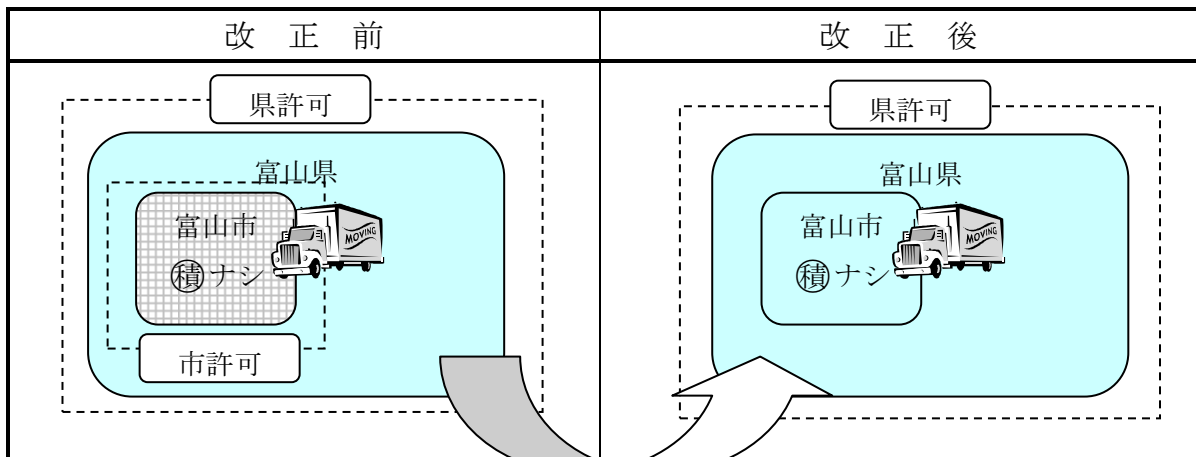
産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

1 合理化の概要

○ 合理化される事務

産業廃棄物の収集運搬を業として行おうとする場合、これまでは積卸しを行う都道府県及び政令市の区域ごとに許可を受ける必要とがありましたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 248 号）の施行（平成 23 年 4 月 1 日）により、一の政令市の区域を越えて業を行う場合に、都道府県の許可を受けることでその全域で積卸しを行うことが可能とされました。

◇ 都道府県内で一の政令市の区域を越えて業を行う場合[イメージ]

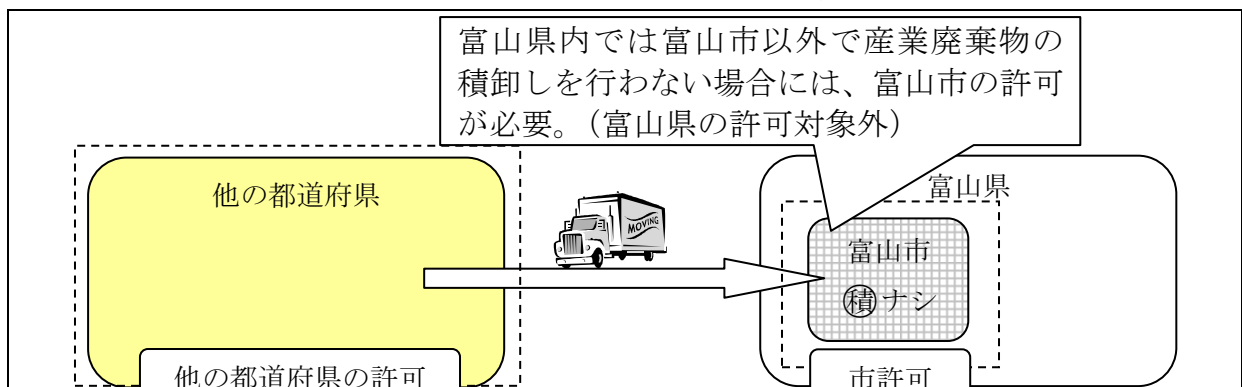


改正後は、富山県の許可を受けることで、富山市を含む県内全域で産業廃棄物の積卸しが可能となる。

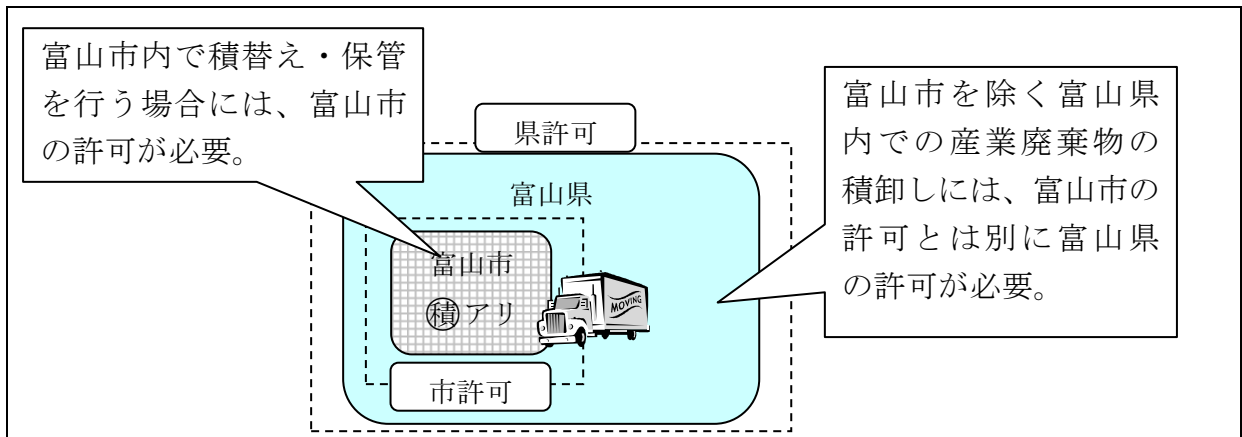
○ 合理化の例外

なお、都道府県内で一の政令市の区域内でのみ業を行う場合及び政令市の区域内で積替え・保管を行う場合には、これまでと変わりなく当該政令市の許可を受ける必要があります。

◇ 都道府県内で一の政令市の区域内でのみ業を行おう場合[イメージ]



◇ 政令市の区域内で積替え・保管を行う場合[イメージ]



2 現に受けている許可の効力

○ 富山県から受けている許可の効力

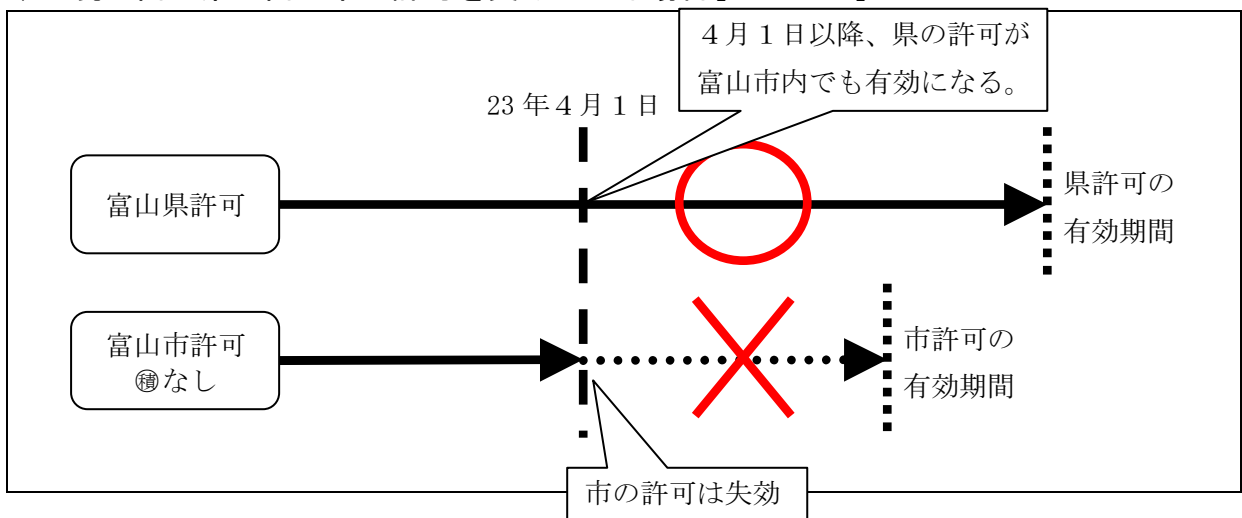
富山市から受けている許可について経過措置を受ける場合（「3 経過措置の概要」を参照）を除き、現に富山県から受けている許可は4月1日から富山県内全域に及ぶこととなり、富山市を含む県内全域で産業廃棄物の積卸しを行うことが可能となります。

○ 富山市から受けている許可の効力

県内において富山市内だけで産業廃棄物の積卸しを行う場合、富山市内で積替え・保管を行う場合及び3に述べる経過措置を受ける場合を除き、現に富山市から受けている許可は特に手続きを踏むことなく失効します。

※ 富山市から受けている許可が失効した後も、市の区域内において富山市は引き続き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）上の報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有します。

◇ 現に富山県と富山市で許可を受けている場合[イメージ]



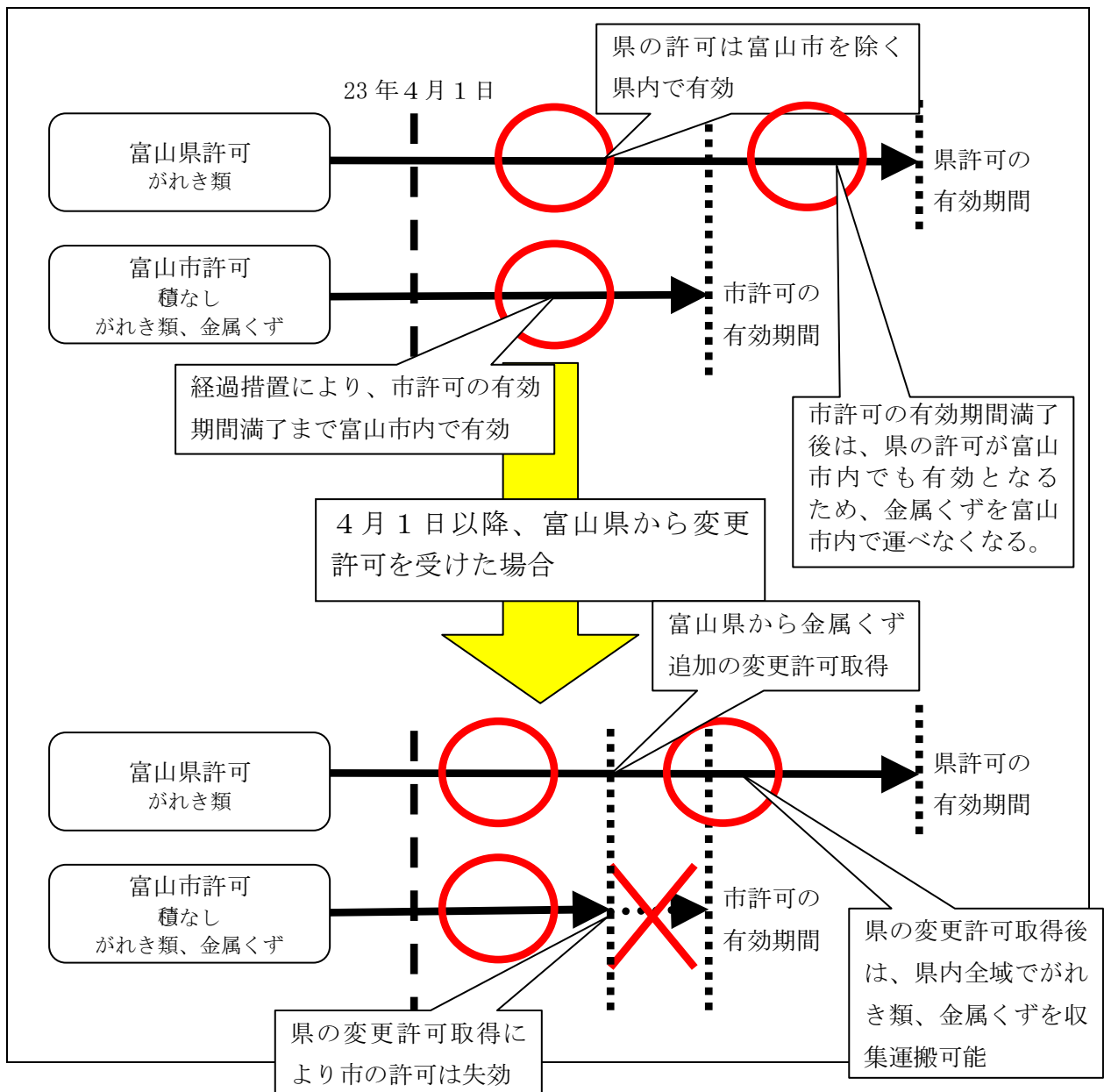
3 経過措置の概要

富山市から受けている許可が失効した際に、現に富山県から受けている許可では収集運搬できなくなる産業廃棄物がある場合には、4月1日以降も富山市から受けている許可はその有効期間の満了の日まで有効となります。

なお、この場合において、4月1日以降に富山市の許可を更新することはできないため、富山市内で引き続き当該産業廃棄物の積卸しを行うとする場合には、富山市の許可の有効期間が満了を迎える前に、富山県から事業範囲の変更の許可を受ける必要があります。

※ 富山市の許可の有効期間満了後、富山県から変更許可を受けるまでの間は、変更許可申請に係る産業廃棄物の収集運搬は、富山市以外の県内の区域はもちろんのこと、富山市内であっても行えません。したがって、富山県への変更許可の申請は、申請から許可がおきるまでの期間（標準でおよそ1ヶ月程度）を勘案した上で、十分な余裕をもって行ってください。

◇ 経過措置の具体例（富山県の許可範囲（がれき類）、富山市の許可範囲（積替え・保管なし、がれき類、金属くず）の場合）[イメージ]

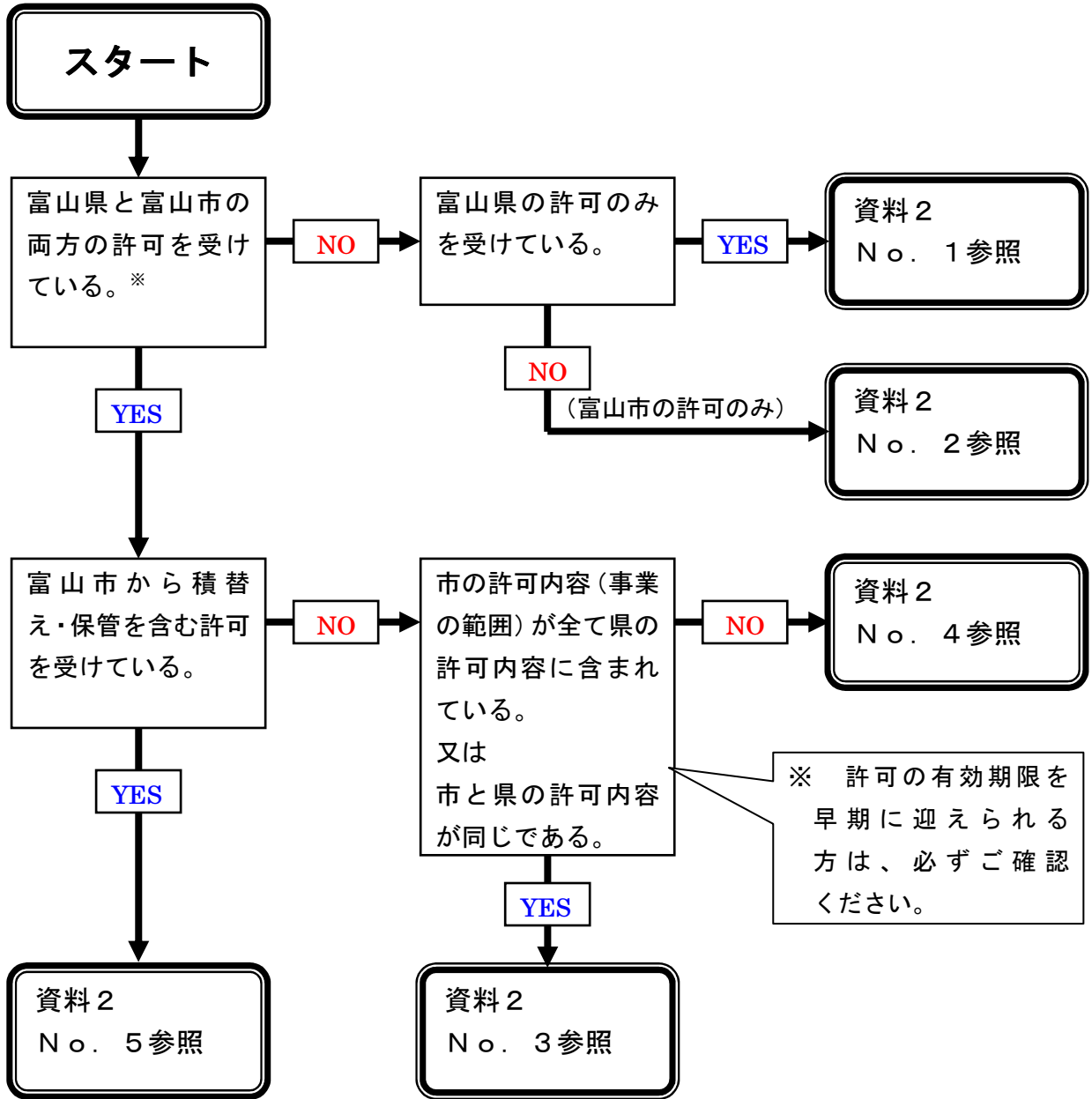


4 注意事項

「3 経過措置の概要」で述べたように富山市の許可の範囲と富山県の許可の範囲の違いにより、富山県への変更許可申請が必要となる場合があります。

したがって、富山市の許可の有効期間が早期に満了を迎える方は、必ず後掲の「産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う必要な手続きの確認（フロー図）」及び資料2「産業廃棄物収集運搬業許可の合理化の概要と必要な手続き等について」をご確認いただき、必要な手続きに漏れのないようお願いいたします。

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う
必要な手続きの確認（フロー図）



- ※1 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の両方の許可を受けている方は、それぞれの許可についてフローで確認してください。
- 2 取り扱う産業廃棄物の種類の範囲等については、次ページを参考に富山県の許可証と富山市の許可証を確認してください。

<参考> 県と富山市の許可証の確認

産業廃棄物収集運搬業許可証

住〇〇〇〇〇〇〇〇所〇〇富山県富山市新総曲輪1番7号。
氏〇〇〇〇〇〇〇〇名〇〇株式会社県庁商事。
(法人にあっては名称〇〇代表取締役〇〇富山〇鉄太郎、
及び代表者の氏名)。

〇〇産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

許可の有効期間の満了の日

〇〇許可の年月日〇〇平成22年Y月D日。
〇〇許可の有効年月日〇〇平成27年Y月C日。

積替え・保管の有無の確認

積替え・保管の許可ありの場合には、
「収集運搬（積替え・保管を含む。）」と
記載されています。

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

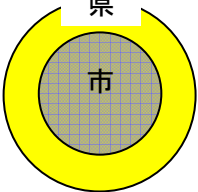
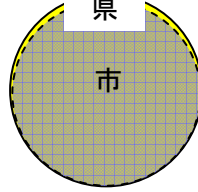
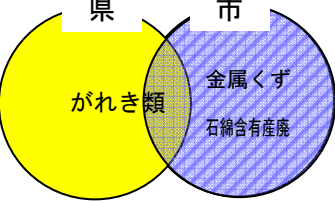
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
(これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、
特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(以上8種類)

許可の内容の比較

県の許可証と富山市の許可証の「1. 事業の範囲」
をご覧いただき、産業廃棄物の種類（廃プラス
チック類、がれき類 等）と括弧書きの内容
（“自動車等破砕物であるものを除き、” 等）を
比較してください。

[資料 2] 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化の概要と必要な手続き等について

No.	現に受けている許可		現に受けている県と市の許可範囲 (事業の範囲)の違い (資料 3 を参考にご確認ください。)	事業が行える区域及び 現に受けている許可の効力	4月1日以降の許可申請、 変更届出の提出先及び 市許可更新の可否	必要な手続き																								
	富山県	富山市																												
1	○	○	積替え・保管	<table border="1"> <tr> <th>区域</th> <th>時期</th> <th>3月31日まで</th> <th>4月1日以降</th> </tr> <tr> <td>富山市以外</td> <td></td> <td>県許可</td> <td>県許可</td> </tr> <tr> <td>富山市内</td> <td></td> <td></td> <td>県許可</td> </tr> </table> <p>4月1日以降、現に受けている県許可により富山市内でも営業ができるようになります。</p> <p>○ 4月1日以降：現に受けている県許可により、富山市を含む県内全域で事業を行えます。</p>	区域	時期	3月31日まで	4月1日以降	富山市以外		県許可	県許可	富山市内			県許可	○ 提出先 ・ これまでと同じく富山県へ提出してください。	○ 特にありません。												
区域	時期	3月31日まで	4月1日以降																											
富山市以外		県許可	県許可																											
富山市内			県許可																											
2		○		<table border="1"> <tr> <th>区域</th> <th>時期</th> <th>3月31日まで</th> <th>4月1日以降</th> </tr> <tr> <td>富山市以外</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富山市内</td> <td></td> <td>市許可</td> <td>市許可</td> </tr> </table> <p>これまでと同じく、4月1日以降も富山市内で現に受けている市許可が有効です。</p> <p>○ 4月1日以降：これまでと同じく、現に受けている市許可により市内でのみ事業が行えます。</p>	区域	時期	3月31日まで	4月1日以降	富山市以外				富山市内		市許可	市許可	○ 提出先 ・ これまでと同じく富山市へ提出してください。 ○ 市許可の更新：可	○ 特にありません。												
区域	時期	3月31日まで	4月1日以降																											
富山市以外																														
富山市内		市許可	市許可																											
3	○	○	なし	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>市の許可範囲にあるものが全て県の許可範囲に含まれている。</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>市の許可範囲と県の許可範囲が全く同じ</p>  </div> </div> <table border="1"> <tr> <th>区域</th> <th>時期</th> <th>3月31日まで</th> <th>4月1日以降</th> </tr> <tr> <td>富山市以外</td> <td></td> <td>県許可</td> <td>県許可</td> </tr> <tr> <td>富山市内</td> <td></td> <td>市許可</td> <td>県許可</td> </tr> </table> <p>4月1日時点で現に受けている市許可は失効し、富山市内でも県の許可が有効となります。</p> <p>○ 4月1日以降：現に受けている県許可で富山市を含む県内全域で事業を行えます。 (市許可の効力は失効します。)</p>	区域	時期	3月31日まで	4月1日以降	富山市以外		県許可	県許可	富山市内		市許可	県許可	○ 提出先 ・ 4月1日以降は、富山県へ提出してください。 ○ 市許可の更新：不可	○ 4月1日以降、富山市へ許可証を返納してください。												
区域	時期	3月31日まで	4月1日以降																											
富山市以外		県許可	県許可																											
富山市内		市許可	県許可																											
4	○	○	なし	<p>市の許可範囲で、県の許可範囲に含まれていない産業廃棄物がある。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の許可範囲 がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 市の許可範囲 がれき類、金属くず (石綿含有産業廃棄物を含む。) <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  </div> <table border="1"> <tr> <th>区域</th> <th>時期</th> <th>許可範囲</th> <th>3月31日まで</th> <th>4月1日以降</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">富山市以外</td> <td rowspan="2">県</td> <td>がれき類</td> <td>県許可</td> <td>県許可</td> </tr> <tr> <td>石綿含有産廃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">富山市内</td> <td rowspan="3">市</td> <td>がれき類</td> <td>市許可</td> <td>県許可</td> </tr> <tr> <td>石綿含有産廃</td> <td>市許可</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>市許可</td> <td></td> </tr> </table> <p>現に受けている市許可の有効期間満了後は、県許可によりがれき類を市内で取り扱えます。</p> <p>現に受けている市許可の有効期間満了後は市内で金属くず、石綿含有産廃を取り扱えません。(現在の県の許可に金属くず、石綿含有産廃がないため。)</p> <p>経過措置により市許可の有効期間満了までは、市内でのみ金属くず、石綿含有産廃が取り扱えます。</p> <p>① 市許可の有効期間満了まで ・ 富山市内：市許可により、がれき類(石綿含有産業廃棄物含む。)、金属くず ・ 富山市以外：県許可により、がれき類(石綿含有産業廃棄物除く。)</p> <p>② 市許可の有効期間満了後 ・ 富山市内：県許可により、がれき類(石綿含有産業廃棄物除く。)</p> <p>・ 富山市以外：県許可により、がれき類(石綿含有産業廃棄物除く。)</p> <p>※ 4月1日以降、市許可は更新できないため、市許可の有効期間満了後も引き続き富山市内で金属くず、石綿含有産業廃棄物を収集運搬するには、市許可の有効期間満了前に県への変更許可申請が必要となります。</p>	区域	時期	許可範囲	3月31日まで	4月1日以降	富山市以外	県	がれき類	県許可	県許可	石綿含有産廃			富山市内	市	がれき類	市許可	県許可	石綿含有産廃	市許可		金属くず	市許可		○ 提出先 ① 市許可の有効期間満了まで ・ これまでと同じです。(県の許可に関することは県へ、市の許可に関することは市へ提出) ② 市許可の有効期間満了後 ・ 県へ提出してください。 ○ 市許可の更新：不可	○ 県の許可範囲にない産業廃棄物(左の例の金属くず、石綿含有産業廃棄物)を引き続き市内で取り扱う場合は、市許可の有効期間満了前※に県へ変更許可申請を行ってください。 [注意] ・ 市許可の有効期間満了から県の変更許可取得までの間は当該産業廃棄物を取り扱うことはできません。 ・ 変更許可には1ヶ月程度かかりますので、市許可の有効期間満了の1ヶ月前までに県へ申請してください。
区域	時期	許可範囲	3月31日まで	4月1日以降																										
富山市以外	県	がれき類	県許可	県許可																										
		石綿含有産廃																												
富山市内	市	がれき類	市許可	県許可																										
		石綿含有産廃	市許可																											
		金属くず	市許可																											
5	○	○	あり	<table border="1"> <tr> <th>区域</th> <th>時期</th> <th>3月31日まで</th> <th>4月1日以降</th> </tr> <tr> <td>富山市以外</td> <td></td> <td>県許可</td> <td>県許可</td> </tr> <tr> <td>富山市内</td> <td></td> <td>市許可</td> <td>市許可</td> </tr> </table> <p>これまでと同じく、4月1日以降も富山市内：現に受けている市許可、富山市以外：現に受けている県許可が有効です。</p> <p>○ 4月1日以降：これまでと同じく、富山市以外は県の許可、富山市内は市の許可で事業が行えます。</p>	区域	時期	3月31日まで	4月1日以降	富山市以外		県許可	県許可	富山市内		市許可	市許可	○ 提出先 ・ これまでと同じです。(県の許可に関することは県へ、市の許可に関することは市へ提出) ○ 市許可の更新：可	○ 県へ以下の書類を提出してください。 ① 産業廃棄物処理業変更届出書 ② 産業廃棄物処理業許可証再交付申請書(別添記載例参照)												
区域	時期	3月31日まで	4月1日以降																											
富山市以外		県許可	県許可																											
富山市内		市許可	市許可																											

[資料3] 県への変更許可申請が必要な場合の例

	現に受けている許可の範囲	
	県	富山市
例1	廃プラスチック類、 木くず (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上2種類)	廃プラスチック類、 木くず、 <u>繊維くず</u> (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上 <u>3</u> 種類)
例2	廃プラスチック類、 金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち <u>自動車等破砕物であるものを除き</u> 、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上3種類)	廃プラスチック類、 金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち <u>自動車等破砕物であるものを含み</u> 、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上3種類)
例3	<u>汚泥(無機汚泥に限る。)</u> (特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上1種類)	汚泥 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上1種類)
例4	金属くず、 がれき類 (これらのうち <u>石綿含有産業廃棄物であるものを除き</u> 、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上2種類)	金属くず、 がれき類 (これらのうち <u>石綿含有産業廃棄物であるものを含み</u> 、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上2種類)
例5	燃え殻 (鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。) 廃油 (テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。) 廃酸 (鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。) (以上3種類)	燃え殻 (鉛又はその化合物、 <u>砒素又はその化合物</u> を含むことにより有害なものに限る。) 廃油 (<u>揮発油類、灯油類及び軽油類</u> に限る。) 廃酸 (<u>水素イオン濃度指数 2.0 以下</u> のものに限る。) (以上3種類)

○【富山市において積替え・保管の許可を持つ場合の変更届出書記載例】

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">産業廃棄物収集運搬業の場合</div>		
平成 年 月 日		
富山県知事 石井 隆一 殿		
届出者		
〒930-8501		
住所 富山県富山市新総曲輪1番7号		
氏名 県庁商事株式会社		
代表取締役 立山 太郎		
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
電話番号 076-444-9618		
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">許可証の許可年月日、許可番号を記入</div> <p>平成23年4月1日付け第 01603000000 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。</p>		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	・規則第10条の10第1項第7号に掲げる積替え許可 有	
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（ふりがな）氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
廃止又は変更の理由	・ 法改正により、積替え許可の有無が届出事項となったため。	
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

←変更を明示してください。

←日付は記入しないで下さい。書類受付時等に記載します。

←住所及び氏名は法人登記簿あるいは住民票のとおりに記載して下さい。

←法人の場合は代表者の役職、氏名

←変更を明示してください。

【添付書類】

富山市の産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付して下さい。

この欄は記載不要です。

産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書

富山県知事

殿

平成 年 月 日

届出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の
事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準
用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業 又は変更した 事項の内容（ 規則第10条の 10第1項第2 号に掲げる事 項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止又は
変更の理由

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

○【富山市において積替え・保管の許可を持つ場合の変更届出書記載例】

様式第十七号（第十条の二十三関係）

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">特別管理産業廃棄物収集運搬業の 場 合</div>	平成 年 月 日	
富山県知事 石井 隆一 殿		
届出者 千 930-8501		
住 所 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号		
氏 名 県庁商事株式会社 代表取締役 立山 太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 076-444-9618		
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">許可証の許可年月日、許可番号を記入</div> <p>平成 23 年 4 月 1 日付け第 01653000000 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る 以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 3 項に おいて準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。</p>		
	新	旧
廃止した事業 又は変更した 事項の内容（ 規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事 項を除く。）	・規則第 10 条の 23 第 1 項第 8 号 に掲げる積替え許可 有	
変更した事項の内容（規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	・ 法改正により、積替え許可の有無が届出事項となったため。	
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

←変更を明示してください。

←日付は記入しないで下さい。
書類受付時等に記載します。

←住所及び氏名は法人登記簿あるいは住民票のとおりに記載して下さい。
←法人の場合は代表者の役職、氏名

←変更を明示してください。

【添付書類】
富山市の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付して下さい。

この欄は記載不要です。

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 届出書

平成 年 月 日

富山県知事 殿

届 出 者

住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住 所	籍 所

廃止又は変更の理由	
-----------	--

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

産業廃棄物処理業許可証再交付等申請書

平成 年 月 日

富山県知事

殿

申請者

住所

氏名

⑩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

〔産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業〕 許可証の再交付又は廃棄物の処理及び清掃に

関する法律施行規則〔第10条の10の2
第10条の23の2〕の規定による書換えを申請します。

許可の種類	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業
許可年月日 及び 許可番号	平成 年 月 日 第 号
申請理由	1. 紛失 2. 破損又は汚損 3. 記載事項の変更 (変更届の提出年月日：平成 年 月 日)
備考	申請にあたっては、紛失の場合には理由書、破損又は汚損の場合には当該許可証、記載事項の変更の場合には当該変更に係る許可証の写しを添付すること。

産業廃棄物処理業許可証再交付等申請書

平成 年 月 日

富山県知事

殿

産業廃棄物の場合は下段に二重線、特別管理産業廃棄物の場合は上段に二重線

申請者
住所
氏名 (印)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業

許可証の再交付又は廃棄物の処理及び清掃に

法律施行規則 (第10条の10の2) (第10条の23の2)

の規定による書換えを申請します。

該当する許可の種類をチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業
許可の種類	許可年月日及び許可番号 平成23年4月1日 第01603000000号
申請理由	1. 紛失 2. 破損又は汚損 ③ 記載事項の変更 (変更届の提出年月日：平成 年 月 日)
備考 申請にあたっては、紛失の場合には理由書、破損又は汚損の場合には当該許可証、記載事項の変更の場合には当該変更に係る許可証の写しを添付すること	

書換えを受けようとする許可証の許可年月日、許可番号を記入

空欄(変更届出書との同時に提出される際に記入して頂きます。)

書換えを受けようとする許可証のコピーを添付

**(特別管理) 産業廃棄物処理業、処理施設に係る許可等の申請書の
添付書類の変更について**

- ◇ 会社法改正に伴い、産業廃棄物処理業、処理施設に係る許可等の申請書の添付書類（経理的基礎に関する書類）が以下のとおり変更となります。

対 象	・ 産業廃棄物収集運搬業	・ 新規・更新許可申請（法第 14 条第 1 項） ・ 事業範囲変更許可申請（法第 14 条の 2 第 1 項）
	・ 産業廃棄物処分業	・ 新規・更新許可申請（法第 14 条第 6 項） ・ 事業範囲変更許可申請（法第 14 条の 2 第 1 項）
	・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業	・ 新規・更新許可申請（法第 14 条の 4 第 1 項） ・ 事業範囲変更許可申請（法第 14 条の 5 第 1 項）
	・ 特別管理産業廃棄物処分業	・ 新規・更新許可申請（法第 14 条の 4 第 6 項） ・ 事業範囲変更許可申請（法第 14 条の 5 第 1 項）
	・ 産業廃棄物処理施設	・ 設置許可申請（法第 15 条第 1 項） ・ 変更許可申請（法第 15 条の 2 の 6 第 1 項） ・ 譲受け又は借受け許可申請（法第 15 条の 4 で準用する法第 9 条の 5 第 1 項） ・ 合併・分割認可申請（法第 15 条の 4 で準用する法第 9 条の 6 第 1 項）

～ 3 / 3 1	4 / 1 ～
直前 3 年の各事業年度における ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	直前 3 年の各事業年度における ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ ④株主資本等変動計算書 ・ ④個別注記表 ・ 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類